

第3編 解 説

1 府民経済計算の考え方

府民経済計算とは、大阪府という行政区域における各産業の生産活動によって1年間に生み出された価値(付加価値)を、生産・分配・支出という三つの面からとらえることにより、経済の規模や産業構造を総合的、体系的に明らかにしようとするものである。

農業、製造業、商業等の各産業は、労働者や機械・設備等を使い、原材料を投入して財貨・サービスを生産する。生産された財貨・サービスの価値を市場価格によって単純に合計したものが**生産総額(産出額)**である。

ここには生産に当たって原材料として投入された、いわゆる中間生産物(中間投入)が含まれており、これを除くことにより、生産活動によって新たに生み出された**付加価値(府内総生産)**が得られる。

$$\text{付加価値(府内総生産)} = \text{生産総額(府内産出額)} - \text{中間生産物(中間投入)}$$

ここには建物や機械・設備等が生産過程において減耗する価格分(=固定資本減耗)が含まれており、これを除くことにより、**正味の付加価値(府内純生産)**が得られる。

$$\text{正味の付加価値(府内純生産)} = \text{付加価値(府内総生産)} - \text{固定資本減耗}$$

生産活動によって新たに生み出された付加価値は、生産に参加した各要素、すなわち労働者には賃金、企業には利潤等の形で分配され、分配された付加価値は消費や投資等の形で支出される。

このように、経済活動は 生産→分配→支出 という循環を繰り返すが、これは同一の価値の流れを異なった側面からとらえたものであり、概念上の調整を加えると、

$$\text{生産} = \text{分配} = \text{支出}$$

の関係が成り立つ。これを「**三面等価の原則**」という。

2 府民経済計算の基本的概念

2-1 府内概念と府民概念

付加価値のとらえ方には、府内概念(属地主義)と府民概念(属人主義)がある。

府内概念は、大阪府という行政区域内での生産活動によって生み出された付加価値を、生産に携わった者の居住地にかかわらずとらえることをいい、府民概念は、府内居住者(=府民)が生産活動によって生み出した付加価値を、その就業地にかかわらずとらえることをいう。

府内概念に府県間の所得受払の差額である「域外からの要素所得(純)」を加えたものが、府民概念となる。

$$\text{府民概念} = \text{府内概念} + \text{域外からの要素所得(純)}$$

府民経済計算では、生産に関する勘定は府内概念、府民所得に関する勘定は府民概念を用いるため、府内総生産と府民総所得は一致しないが、「域外からの要素所得(純)」により概念を合わせれば、前ページの「三面等価の原則」が成立する。

2-2 総生産と純生産

付加価値を評価する場合、建物や機械・設備が生産の過程において減耗する価格分(=固定資本減耗)を含むか否かによって、総生産と純生産の違いがある。

固定資本減耗を含むものを総(グロス)生産と、控除したものを純(ネット)生産という。

$$\text{府内純生産} = \text{府内総生産} - \text{固定資本減耗}$$

2-3 市場価格表示と要素費用表示

付加価値を表示するのに、市場価格でとらえる方法と要素費用でとらえる方法がある。

市場価格表示は、市場で取引される商品の売買価格(市場価格)により、要素費用表示は、生産のために必要とされる労働や資本等の生産要素に対して支払われた費用(賃金、利潤等)により評価する方法である。

要素費用表示の府内純生産に生産・輸入品に課される税を加え補助金を控除したものが、市場価格表示の府内純生産となる。

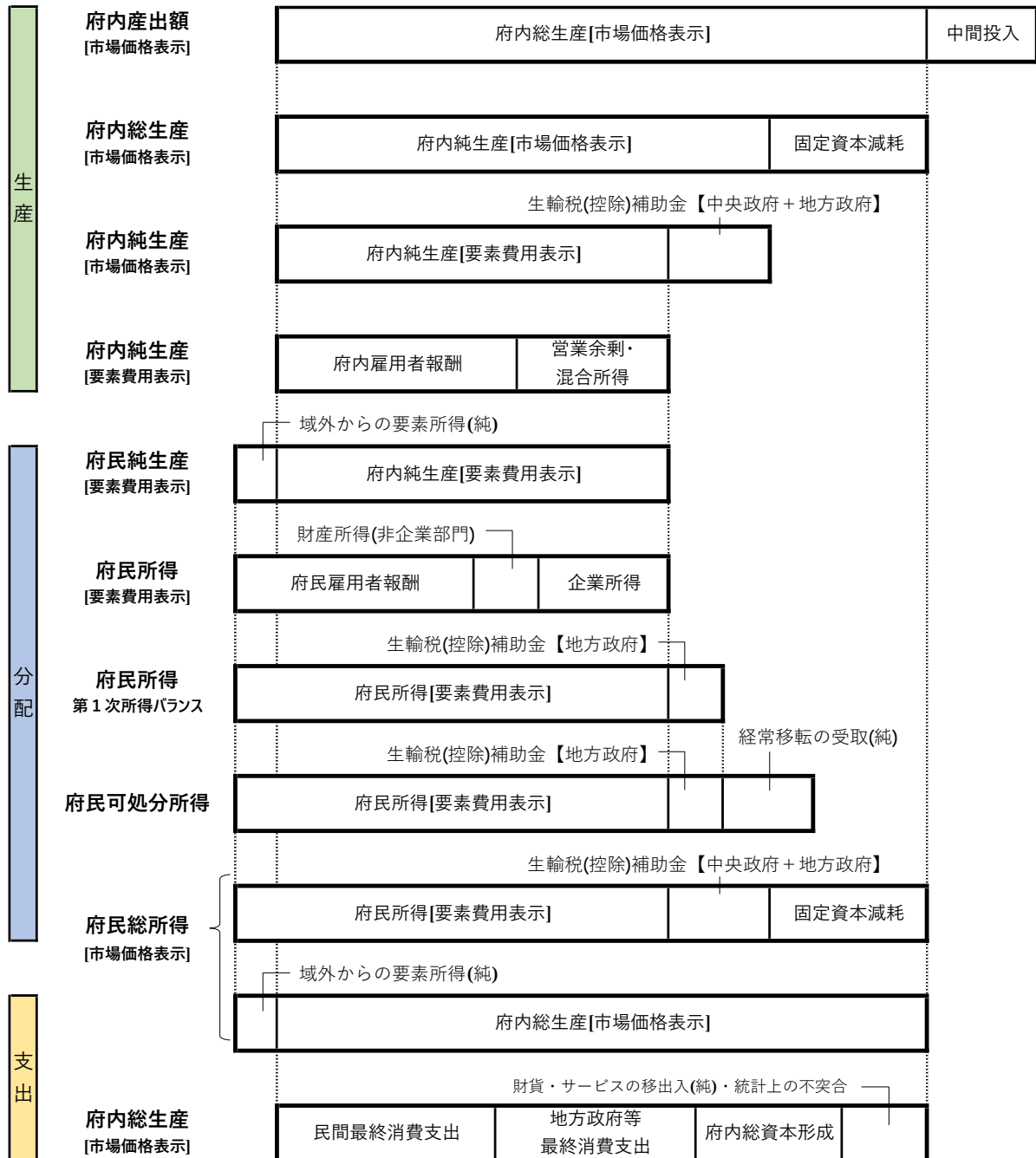
$$\text{市場価格表示の府内純生産} = \text{要素費用表示の府内純生産} + \text{生産・輸入品に課される税} - \text{補助金}$$

[参考] 府民経済計算の諸系列の相互関連図

府内総生産(生産系列)は、1年間の生産活動により新たに生産された最終生産物(付加価値)の貨幣評価額であり、生産活動に参加した労働、土地、資本等の各生産要素の所得(分配系列)となり、更に消費や投資等の形で支出(支出系列)に充てられる。

この相互の関連を図示すると、図Aのとおりとなる。

図A 相互関連図



(注1) 生輸税(控除)補助金は、生産・輸入品に課される税-補助金を表す。

(注2) 『域外からの要素所得(純)』を正値として図に示しているが、大阪府の場合は負値となることが多い。また、各項目の長さは、必ずしも実際の計数の大小を示していない。

2-4 名目値と実質値

名目値は、各年の市場価格で評価された金額を集計したもので、物価変動の影響が含まれている。実質値は、物価変動の影響を除いて計算したもので、経済の実質的な伸びを見る場合に用いられる。

実質値を直接推計することは困難であるため、各種の物価指数を利用して作成したデフレーター(物価調整指数)で名目値を除いて求めており、大阪府民経済計算では、連鎖方式により算出している。

$$\text{実質値} = \text{名目値} \div \text{デフレーター}$$

2-5 制度部門別分類と経済活動別分類

府民経済計算のようにマクロ集計量を取り扱う勘定体系においては、行動の原理が異なる個々の経済主体を同質のグループに集約し、グループごとに勘定を作成する。SNAでは異なる2つの観点から経済主体を分類する2重分類を採る。

第1は、制度単位を分類する「制度部門別分類」である。制度単位とは、自らの行動について、自身が法的責任を有し、自身のために資産を所有し負債を負い、自らの意思で経済活動に従事し、他の制度単位との取引を行う主体をいう。

第2は、事業所を生産単位として見た場合に主として生産に使用する技術の同一性によって分類する「経済活動別分類」である。事業所とは、1つの場所で、ある特定の生産活動を行う企業又は企業の一部をいう。

(1) 制度部門別分類

制度単位は、次の5つに分類される。

① 非金融法人企業

非金融の市場生産に携わる法人企業、準法人企業及び非営利団体から成る。

法人企業には、営利社団法人(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社)、特殊法人等の一部が含まれる。

準法人企業とは、法人企業ではないが基本的にこれと同様に自律的に意思決定を行う主体を指し、海外の企業の国内支店や国の特別会計の一部等が含まれる。

市場生産に携わる非営利団体には、医療サービスを供給する医療機関(医療法人のほか、大学の附属病院や一部の独立行政法人を含む)や介護保険による介護サービスを供給する介護事業者、更には経済団体が含まれる。

また、非金融法人企業及び②金融機関は、政府による所有・支配の有無に応じて、民間企業と公的企業に分かれる。(1)政府が議決権の過半数を保有、(2)取締役会等の統治機関を支配(過半数の任免権を持つ)のいずれかを満たす場合には公的企業(公的非金融企業又は公的金融機関)に分類し、そうでない場合は民間企業(民間非金融法人企業又は民間金融機関)に分類する。

② 金融機関

主要な活動が金融仲介業務及びそれを促進する業務である法人企業及び準法人企業のほか、①非金融法人企業と同様、金融的性格を持つ市場生産に従事する非営利団体も含まれる。また、政府の所有・支配の有無に応じて、民間金融機関と公的金融機関に分かれる。

③ 一般政府

中央政府、地方政府及びそれらによって設定、管理されている社会保障基金が含まれる。財貨・サービスの生産者という観点では非市場生産者である。

中央政府には国の一般会計のほか、特別会計の一部、独立行政法人等の一部が含まれ、地方政府には地方公共団体の普通会計のほか、公営事業会計の一部、地方独立行政法人の一部が含まれる。

社会保障基金は、(a)政府により賦課・支配、(b)社会の全体又は大部分をカバー、(c)強制的に加入・負担、という基準を全て満たすものであり、公的年金や雇用保険を運営する国の特別会計(保険事業特別会計)のほか、地方公共団体の公営事業会計のうち医療、介護事業、公務員年金を運営する共済組合等が含まれる。

なお、平成27年基準から、制度部門名として「中央政府等」、「地方政府等」を使用する。「中央政府等」は中央政府と全国社会保障基金、「地方政府等」は地方政府と地方社会保障基金である。

④ 家計

生計を共にする全ての居住者である人々の小集団が含まれる。

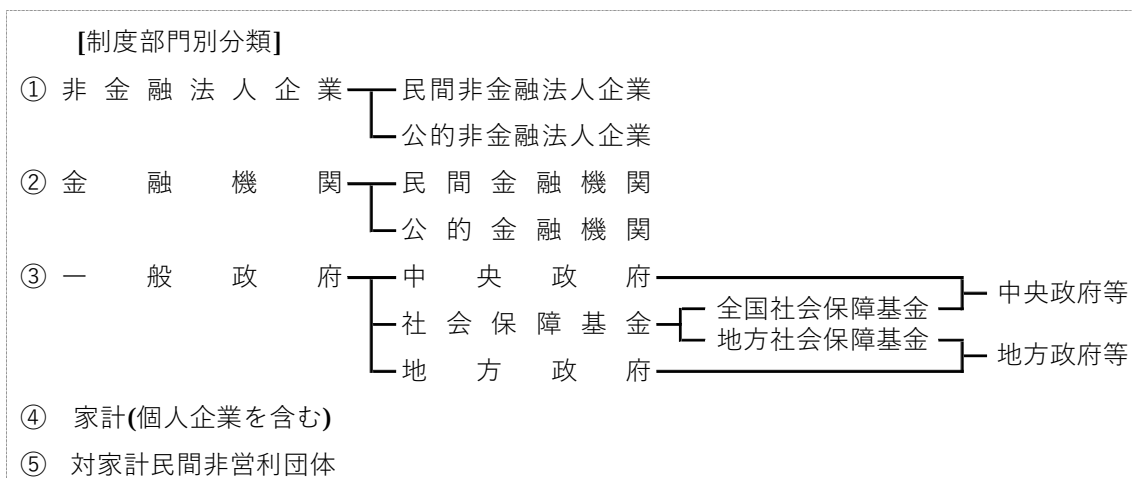
自営の個人企業(非法人企業)も含まれる。個人企業の中には、自営農家等のほか、住宅の自己所有者(持ち家分)も含まれ、不動産業(住宅賃貸業)を営むものとして記録する。

⑤ 対家計民間非営利団体

政府によって支配、資金供給されているものを除き、家計に対して非市場の財貨・サービスを提供する全ての居住者である非営利団体が含まれる。

具体的には、私立学校、政治団体、労働組合、宗教団体等である。

図 B 制度部門別分類



(2) 経済活動別分類

平成 23 年基準以降から、大分類レベルで国際標準産業分類(**ISIC Rev.4**)と可能な限り整合的になるよう設定されている。具体的には、「5 経済活動分類と日本標準産業分類の対応表」を参照されたい。

なお、生産単位である事業所は、①市場生産者と②非市場生産者にも分けられる。

① 市場生産者

経済的に意味のある価格(生産者が供給しようとする量と購入者が需要する量に意味のある影響を及ぼす価格で、売上高が生産費用の **50%**以上の場合をそうみなす。)で生産物のほとんど又は全てを販売する生産者が含まれる。

制度部門別分類では、非金融法人企業、金融機関、家計(個人企業)が該当する。

② 非市場生産者

一般政府及び対家計民間非営利団体が含まれる。

2-6 遡及改定

府民経済計算は多くの統計調査から得られるデータを用いて推計しているが、統計調査には毎年実施されないものも多く、実施されない年次については、便宜上統計的処理により求めた数値を用いている。したがって、新しい調査結果が公表されたときは、そのデータを用いて過去に遡って修正することになる。

新しい年度の推計結果の公表の際には過年度の数値についても改定を行っているので、利用に当たっては注意が必要である。

3 国民経済計算体系(SNA)への対応

3-1 国及び大阪府における推計の沿革、SNA への対応

国民所得統計は、内閣統計局(現総務省)が昭和3(1928)年にまとめた「大正14年における国民所得」が最初である。

以降、国民所得の推計がいくつか行われたが、戦後、国民所得の総額に重点を置く推計から経済の構造的循環をとらえる国民所得勘定へと発展し、昭和28(1953)年に「昭和26年国民所得報告」として閣議報告されて以来毎年、政府による推計及び公表が行われている。

一国の経済状態についての記録として、国民所得統計は幾度かの改定を経ながら推計が続けられてきたが、昭和53(1978)年に、昭和43(1968)年の国際連合勧告に基づき、従来の「国民所得統計」から国際的な基準である「国民経済計算体系(System of National Accounts : いわゆる68SNA)」に移行した。さらに、平成12(2000)年に、平成5(1993)年の国際連合勧告に基づき、「1993年国民経済計算体系(93SNA)」に移行した。これにより、制度部門別の勘定体系の詳細化を中心に、コンピューター・ソフトウェアの資本化、社会資本に係る固定資本減耗の記録、国民総所得の概念の導入等を行った。その後、93SNA策定後の経済・金融環境の変化等に対応するため、国際連合において改定作業が進められ、平成21(2009)年、「2008年国民経済計算体系(08SNA)」の使用が勧告され、これに基づき、平成28(2016)年に93SNAから08SNAに移行した。

大阪府では、昭和25年に推計を開始し(「大阪府民所得(統計)」)、昭和45年度版から国民所得統計の改定に伴い計算体系や表章形式を改め、昭和53年度版から段階的に68SNAへ移行を図り、平成12年度確報から93SNAによる「県民経済計算標準方式(平成14年版)」に基づく推計を行い、その後、08SNAによる「県民経済計算標準方式(平成23年基準版)」に基づき移行作業を進め、平成27年度確報から08SNAに移行した。

国民経済計算及び県民経済計算については、5年ごとに基準改定を行うこととされている。令和元年度確報での基準改定により、名目値のベンチマーク年である体系基準年が平成23暦年から平成27暦年に、物価の総合指数であるデフレーター基準が「平成23暦年=100」から「平成27暦年=100」に変更された。

3-2 08SNA 移行に伴う主な変更点

08SNA への移行(平成27年度確報)により、県民経済計算では新しい概念の導入や表章形式の変更等が行われている。

- ① 研究・開発(以下「R & D」という。)の資本化に伴い、市場生産者/非市場生産者にかかわらずR & Dサービスの産出額を計測するとともに、その需要先を総固定資本形成として扱うこととなった。
- ② 年金受給権の記録に係る勧告の変更に伴い、確定給付型の雇用関連年金制度(DB企業年金)について、発生ベースで記録することとなった。

- ③ 保証(定型保証)の扱いの精緻化に伴い、住宅ローン保証等のように小口化・定型化された保証取引について、非生命保険と同様に産出額等を記録することとなった。
- ④ 所有権移転費用の扱いの精緻化に伴い、中間消費として扱ってきた住宅・宅地の売買に係る不動産仲介手数料について、総固定資本形成として扱うこととなった。
- ⑤ その他中央銀行産出額の明確化等の改定が行われた。

08SNA の特徴、内容、推計方法については、内閣府経済社会総合研究所が公表している「国民経済計算の平成 23 年基準改定に向けて」(平成 28 年 9 月 15 日)、「国民経済計算の平成 23 年基準改定の概要について」(同月 30 日)、「2008SNA に対応した我が国国民経済計算について(平成 23 年基準版)」(同年 11 月 30 日)、「国民経済計算推計手法解説書(年次推計編)平成 23 年基準版」(平成 29 年 3 月 24 日)等を参考にされたい。

3-3 平成 27 年基準改定に伴う主な変更点

① 改装・改修(リフォーム・リニューアル)は総固定資本形成として記録

従来は全てを中間消費としていた「建設補修」のうち、機能の向上や耐用年数を延ばすような改装・改修(リフォーム・リニューアル)に係る産出部分を総固定資本形成(民間住宅及び民間企業設備)に記録することとなった。

② 分譲住宅販売マージン等は総固定資本形成として記録

従来は推計の対象外であった「分譲住宅の販売マージン」及び「非住宅不動産の売買仲介手数料」を所有権移転費用として、新たに総固定資本形成(民間住宅及び民間企業設備)に記録することとなった。

なお、「非住宅の不動産販売マージン」は、基礎統計の制約から把握困難であるとして記録されない。

③ 娯楽作品原本は総固定資本形成として、著作権等サービスは産出として記録

映画原本、テレビ番組原本、音楽原本及び書籍原本を新たに総固定資本形成に記録することとなった。これに伴い、著作権(生産資産)の使用に対する受払を、従来の「賃貸料(財産所得)」ではなく、「著作権等サービス」というサービスとして産出に記録することとなった。

④ リース区分(フィナンシャルリースとオペレーティングリース)に対応した資産の記録

固定資産のリース取引をフィナンシャルリース(対象となる資産の法的所有権は貸手であるものの、経済的所有権は借手に移転しているため、SNA では借手の資産として記録)とオペレーティングリース(対象となる資産は法的所有権・経済的所有権ともに貸手であり、SNA では貸手の資産として記録)に区分して記録することとなった。

⑤ 住宅宿泊事業(いわゆる民泊)についての計測

住宅宿泊事業法及び国家戦略特区法に基づき行われる『民泊』を対象とした、住宅宿泊サービス(宿泊料を受けて住宅に人を宿泊させるサービス)及び住宅宿泊仲介サービス(利用者と住宅宿泊サービス提供者の仲介を行うサービス、いわゆるマッチングプラットフォームが行う仲介事業)を推計することとなった。

県民経済計算の平成 27 年基準改定の特徴、内容及び推計方法については、内閣府経済社会総合研究所が公表している「県民経済計算標準方式(2015 年(平成 27 年)基準版)」(令和 4 年 2 月)、「2015 年(平成 27 年)基準県民経済計算推計方法ガイドライン」(同月)等を参考にされたい。

3-4 中央政府等の扱い変更への対応

(1) 中央政府等の扱い変更の概要

府内に所在する中央政府の地域事業所(国の出先機関等)及び全国社会保障基金の地域事業所(以下「中央政府等の地域事業所」という。)について、従来は府内に所在する制度単位として扱っていたのを、「準地域」の制度単位に属する事業所として位置付けることとなった。

これに伴い、平成 23 年基準における制度部門「一般政府」は、平成 27 年基準では「地方政府(府、市町村)」及び「地方社会保障基金」から成る「一般政府(地方政府等)」に変更された(部門内訳は、府、市町村、地方社会保障基金)。

ただし、分配系列の概念説明や一般政府全体を指す場合は、引き続き「一般政府」を用いる。

(2) 中央政府等の扱い変更に伴い追加した用語の定義

図 C 一般政府の制度部門名と含まれる機関

従来使用していた制度部門名		平成 27 年基準より使用する制度部門名に係る用語	対象機関
一般政府	中央政府	中央政府等	中央政府及びその地域事業所(本府省、出先機関等)
	社会保障基金		全国社会保障基金及びその地域事業所(本部、支部等)
	地方政府	地方政府等	地方社会保障基金 府、市町村

図 D 地域区分の名称と定義

性格	名称	定義
地理的な区分	府内	府が管轄する区域の地理的範囲
	府外	国内であって、府が管轄する区域の地理的範囲外
制度単位による概念的な区分	域内	府の制度部門(地方政府等、非金融法人企業、金融機関、家計、対家計民間非営利団体)が存在するとする概念上の地域
	域外(準地域を含む)	府以外の制度部門及び中央政府等(中央政府、全国社会保障基金)が存在するとする概念上の地域。そのうち、中央政府等が位置する概念上の地域を「準地域」という。 中央政府等の地域事業所は、生産単位であるが制度単位ではない。同事業所が府内に置かれる場合、生産系列における生産単位の観点からは府内に所在する事業所と、分配系列及び支出系列における制度部門の観点からは域外(準地域)に所在する制度単位に属するものとして扱う。

(3) 主要系列における変更のポイント

ア 生産系列

中央政府等の地域事業所の産出額は、生産費用の合計により推計される。生産費用すなわち中間投入額、雇用者報酬等は、中央政府等の扱い変更後も地域に記録する(同額である)。よって、変更後も、府内総生産(生産側)は変化しない。

なお、中央政府等の固定資本減耗は、当該固定資産が所在する地域に記録する。

イ 分配系列

中央政府等の地域事業所を制度単位として擬制しないため、主に次の点を変更することとなる。

- ① 第一次所得の発生と配分では、「生産・輸入品に課される税」及び「財産所得」(国債の利払い、**FISIM**消費額等)の受取・支払の扱いに変更が生じる。変更後は、域外(準地域)の中央政府等と域内にある制度部門との直接取引として記録する。また、府内制度部門が財産所得及び地方政府分に係る生産・輸入品に課される税(控除)補助金の受払い後に受け取った所得の合計額は、府民所得の第一次所得バランスとして表される。
- ② 第二次所得の分配(経常移転)では、「一般政府内の経常移転」において中央政府等の地域事業所の貯蓄を0にする調整はなくなる(中央政府等の地域事業所は域内制度単位としては存在しないため、府内に所在する事業所であっても、域内において貯蓄等所得支出勘定の計数が記録されることはない。)

これを、例えば国債の利払いについて見ると、

平成**23**年基準以前では、中央政府の地域事業所すなわち府内の制度単位が支払い、府内の家計部門等が受け取ることとしていた。この場合、財産所得における利払い額が増加しても支払額と受取額が府内の制度部門間で相殺され、「府民所得」の増加ではなく「府民可処分所得」及び「府民貯蓄」の増加に寄与する(中央政府の地域事業所による支払額を経常移転により国庫が補填するという擬制を行っているため)。

平成**27**年基準では、中央政府等が域外の制度部門となるので、域内の制度部門への利子・配当等の支払と受取の差額によって府民所得は増減する。

ウ 支出系列

中央政府等の地域事業所が産出する政府サービスは準地域に存在する中央政府等に移出され、そこで最終消費することとなる。したがって、中央政府等の地域事業所の最終消費支出はなくなるが、域外への政府サービスの移出によって相殺され、府内総生産(支出側)の総額に影響はない。

また、中央政府等の総固定資本形成は、当該固定資産が所在する地域に記録するため、府内総生産(支出側)に影響はない。

3-5 実質化方法の変更

国民経済計算では、総合的な物価指数(デフレーター)を固定基準年方式で算出してきたが、平成16年公表分から、国内総生産(支出側)について連鎖方式によるデフレーター及び実質値を正式系列とし、平成16年度確報からは、国内総生産(生産側)にも連鎖方式を導入した。

大阪府民経済計算では、平成16年度確報から府内総生産(生産側)に、平成27年度確報からは府内総生産(支出側)にも連鎖方式を導入した。

固定基準年方式と連鎖方式

固定基準年方式(**fixed-base methods**)は、デフレーターの計算においてはパーシェ型(比較年のウェイト構成で計算)、実質値の計算においてはラスパイレズ型(基準年のウェイト構成で計算)を用いており、基準年から経過するほど、相対価格の変化が大きいものほど「指数バイアス」が著しくなる。

一方、連鎖方式(**chain-linking methods**)は、実質化において常に前年を基準年とし、それを毎年積み重ねて接続する方法である。つまり、「指数バイアス」が最小限となり、常に最新のウェイト構造が反映されることとなる。ただし、実質値は内訳の和と合計とが一致しない(加法整合性がない)という難点がある。

[実質化に関する用語]

① ダブル・デフレーション

経済活動別府内総生産の実質値について、産出額と中間投入額の実質値をそれぞれ計算し、産出額から中間投入額を差し引いて求める計算方式をいう。

② インプリシット・デフレーター

名目値と実質値の比率から事後的に算出する方法(インプリシット方法)により求めたデフレーターをいう。

連鎖方式の計算式

t期のデフレーター (パーシェ型)	$\frac{\sum P_1^i Q_1^i}{\sum P_0^i Q_1^i} \times \frac{\sum P_2^i Q_2^i}{\sum P_1^i Q_2^i} \times \dots \times \frac{\sum P_{t-1}^i Q_{t-1}^i}{\sum P_{t-2}^i Q_{t-1}^i} \times \frac{\sum P_t^i Q_t^i}{\sum P_{t-1}^i Q_t^i} \times 100$ $\underbrace{\hspace{15em}}_{\text{t-1期のデフレーター}}$
t期の実質値 (ラスパイレズ型)	$\sum P_0^i Q_0^i \times \frac{\sum P_0^i Q_1^i}{\sum P_0^i Q_0^i} \times \frac{\sum P_1^i Q_2^i}{\sum P_1^i Q_1^i} \times \dots \times \frac{\sum P_{t-2}^i Q_{t-1}^i}{\sum P_{t-2}^i Q_{t-2}^i} \times \frac{\sum P_{t-1}^i Q_t^i}{\sum P_{t-1}^i Q_{t-1}^i}$ $\underbrace{\hspace{15em}}_{\text{t-1期の実質値}}$

P_t^i : i財のt期における価格指数

Q_t^i : i財のt期における数量指数

4 統計表に係る用語解説

4-1 主要指標

府民経済計算の代表的な指標及び人口についてまとめたもので、全国と比較できるよう、国民経済計算の相当指標も掲載している。

詳しい用語解説は「4-2 主要系列表 経済活動別府内総生産」以降で行うこととし、ここでは、統計表に掲載していない指標について解説する。

(1) 総人口

国勢調査の対象年においては「国勢調査」、国勢調査の間の年においては「補間補正人口」、直近の国勢調査の対象年以降においては「10月1日現在推計人口」(いずれも総務省)である。

(2) 一人当たり所得水準等

府内総生産(一人当たり) = 府内総生産 ÷ 総人口

府民所得(要素費用表示)(一人当たり) = 府民所得(要素費用表示) ÷ 総人口

府民雇用者報酬(雇用者一人当たり) = 府民雇用者報酬 ÷ 雇用者数(常住地ベース)

4-2 主要系列表 経済活動別府内総生産

一定期間内(通常は1会計年度)に府内の生産活動によって新たに創造された付加価値の額を経済活動別に示す。

(1) 府内総生産

産出額から中間投入を控除したもので、雇用者報酬、営業余剰・混合所得、固定資本減耗、生産・輸入品に課される税(控除)補助金から成る。

(2) 輸入品に課される税・関税

関税、輸入品商品税、輸入品に係る消費税から成り、輸入する事業所所在府県で計上する。各経済活動への格付けが難しいため、欄外で一括計上している。

(3) 総資本形成に係る消費税

課税業者の資本形成に係る消費税分は、他の仕入れに係る消費税とともに、当該事業者が消費税を納入する時点で納税額から控除できる制度(仕入税額控除)が採られている。このため、支出系列の総資本形成(総固定資本形成、在庫変動)においては、この控除分(=総資本形成に係る消費税)を除いた金額で記録されている(修正グロス方式)。

生産側から府内総生産を推計する際も総資本形成に係る消費税分を控除する必要があるが、各経済活動への格付けが難しいため、一括して控除処理を行っている。

(4) 帰属計算

府民経済計算上の特殊な概念であり、財貨・サービスの提供又は享受に際し、実際には市場でその対価の受払が行われなかったのにもかかわらず、行われたとみなして取引計算を行うことである。

主なものとして、持ち家の帰属家賃^(注)や農家における農産物の自家消費がある。

(注)持ち家の帰属家賃

実際には家賃の受払を伴わない自己所有住宅(持ち家)について、通常の借家や借間と同様のサービスが生産され消費されるものとみなし、それを市場価格で評価した帰属計算上の家賃である。

府民経済計算では、住宅自己所有者(家計)は住宅賃貸業を営んでいるものとされ、その帰属家賃は家計の生産額に含まれ、その営業余剰(=帰属家賃－中間投入－固定資本減耗－生産・輸入品に課される税)は家計の営業余剰に含まれる。

4－3 主要系列表 府民所得及び府民可処分所得の分配

居住者が一定期間(通常は 1 会計年度)に携わった生産活動によって得た純付加価値額及び財産所得(第一次所得)を制度部門別に分配した上で、経常移転の受取(純)を加えて制度部門別に可処分所得を記録する。

(1) 府民雇用者報酬

生産活動から発生した付加価値のうち、労働を提供した雇用者(employees)への配分額を指す。雇用者とは、市場生産者・非市場生産者を問わず、あらゆる生産活動に従事する就業者から個人事業主及び無給の家族従業者を除いた全ての者であり、法人企業の役員、特別職の公務員、議員等も含まれる。

具体的には、次のような項目によって構成されている。

ア 賃金・俸給

現物給与も含む。

現金給与は、所得税や社会保険料のうち事業主負担分等の控除前の概念であり、一般雇用の賃金、給料、手当、賞与等のほか、役員報酬(給与や賞与)、議員歳費等が含まれる。

現物給与は、自社製品等の支給等主として消費者としての雇用者の利益となることが明らかな財貨・サービスに対する雇主の支出であり、給与住宅差額家賃も含まれる。

イ 雇主の社会負担

次の2つから成る。

① 雇主の現実社会負担

概念上、雇主の現実年金負担と雇主の現実非年金負担に分かれる。

雇主の現実年金負担は、社会保障制度を含む社会保険制度のうち年金制度に係る雇主の実際の負担金を指し、公的年金制度への雇主の負担金とともに、厚生年金基金や確定

給付企業年金、確定拠出企業年金等の年金基金への雇主の負担金が含まれる。年金基金への雇主の負担金には、雇主による退職一時金の支払額のうち発生主義の記録の対象となる部分も含まれる。

雇主の現実非年金負担には、社会保障制度のうち医療や介護保険、雇用保険、児童手当に関わる雇主の負担金等が含まれる。

② 雇主の帰属社会負担

概念上、雇主の帰属年金負担と雇主の帰属非年金負担とに分かれる。

雇主の帰属年金負担は、企業年金のような雇主企業においてその雇用者を対象とした社会保険制度(雇用関係をベースとした社会保険制度)のうち確定給付型の退職後所得保障制度(年金と退職一時金を含む。)に関してのみ計上される概念であり、企業会計上発生主義により記録されるこれらの制度に係る年金受給権のうちある会計期間における雇用者の労働に対する対価として発生した増分(現在勤務増分)にこれらの制度の運営費(年金制度の手数料)を加えたものから、これらの制度に係る雇主の現実年金負担を控除したものととして定義される。

雇主の帰属非年金負担には、発生主義での記録を行わない退職一時金の支給額や無基金により雇主が雇用者に支払う福祉的な給付(私的保険への拠出金や公務災害補償)が含まれる。

(2) 財産所得(非企業部門)

一般政府(地方政府等)、家計、対家計民間非営利団体ごとに財産所得の受払を表示したものを指す。企業部門の財産所得は企業所得に含まれる。

財産所得は、金融資産の所有者である制度単位が他の制度単位に対して資金を提供する見返りに受け取る投資所得と、土地等の所有者である制度単位が他の制度単位に対して土地等を提供する見返りに受け取る賃貸料から成り、更に内訳として次の4つに分類される。

ア 利子

特定の種類の金融資産(預金、債務証券、貸出等)の所有者である制度単位が、それを他の制度単位の自由な使用に委ねることにより受け取る所得を指す。ただし、府民経済計算上に記録される利子のうち預金や貸出・借入に係る利子は、**FISIM** 調整後の概念である。

イ 法人企業の分配所得

次の2つに分かれる。

① 配当

法人企業の発行する株式(持分)の所有者たる株主が、資金を当該法人企業が自由に使用できるように資金提供(投資)を行った結果として権利を得る投資所得である。

② 準法人企業所得からの引き出し

法人企業ではないがこれと同様に行動する制度単位である準法人企業について、その所有者が当該準法人企業から引き出す資金を指し、株式会社(法人)の持分権者が受け取る配当と性質が類似するものである。

ウ その他の投資所得

次の3つから成る。

① 保険契約者に帰属する投資所得

生命保険や非生命保険といった、保険契約者から受託された資産である保険技術準備金からの投資により得られる所得(保険帰属収益)及び保険契約者配当が含まれる。

保険帰属収益については、現実には保険会社が留保するものであるが、保険契約者に帰属するものであるため、保険会社から保険契約者に一旦「保険契約者に帰属する投資所得」として支払われ、同額が追加保険料として保険契約者から保険会社に払い戻されるといふ迂回処理が行われる。

② 年金受給権に係る投資所得

雇用関係をベースとする退職後所得保障(企業年金等)について、制度を運営する年金基金に対して受給者たる雇用者(家計)が保有する年金受給権に関する投資所得である。

現実には年金基金が留保するものであるが、①保険契約者に帰属する投資所得と同様に、年金基金から家計に一旦支払われ、同額が追加負担(=家計の追加社会負担)として家計から年金基金に払い戻されるといふ迂回処理が行われる。

③ 投資信託投資者に帰属する投資所得

投資信託の留保利益分である。

現実には投資者に配分されないものの、投資者に帰属する所得であることから、投資信託(金融機関)から投資者(家計等)に一旦支払われ、同額が投資者から投資信託に再投資されるといふ迂回処理が行われる。

本項目の計数は、基礎統計上の制約から、平成 **24(2012)**年度から計上されている。

エ 賃貸料

土地等の非生産資産の所有者である制度単位(賃貸人)が他の制度単位(賃借人)にこれを賃貸し、生産活動に使わせる見返りとして受け取る所得である。

具体的には、土地の純賃貸料が含まれる。

(3) 企業所得

営業余剰・混合所得に財産所得の受払の差額(純財産所得)を加えたものであり、民間法人企業、公的企業、個人企業ごとに表示される。

ア 営業余剰・混合所得

生産活動から発生した付加価値のうち資本を提供した企業部門の貢献分で、大きく①営業余剰と②混合所得に分けられる。

なお、一般政府と対家計民間非営利団体は非市場生産者であり、定義上その産出額を生産費用の合計として計測していることから、営業余剰・混合所得は存在しない。

① 営業余剰

生産活動への貢献分として法人企業部門(非金融法人企業と金融機関)の取り分を含む

とともに、家計部門のうち持ち家分の取り分も含む。

② 混合所得

家計部門のうち持ち家を除く個人企業の取り分であり、事業主等の労働報酬的要素を含むことから、営業余剰と区別して記録される。

(4) 府民所得(要素費用表示)

要素費用表示の府民純所得のことで、通常、府民所得という場合にはこれを指す。府民雇用者報酬、財産所得(非企業部門)、企業所得を合計して求める。

(5) 生産・輸入品に課される税(控除)補助金

生産・輸入品に課される税と控除項目の補助金から成る。

平成 27 年基準では、中央政府等の扱い変更に伴い、分配系列においては地方政府分のみが記録の対象となった。生産系列においては、平成 23 年基準以前と同様に、中央政府分・地方政府分ともに記録の対象である。

要素費用表示と市場価格表示とは、生産・輸入品に課される税(控除)補助金(中央政府、地方政府)を加算・減算することで評価基準を合わせる。

ア 生産・輸入品に課される税

原則として、①財貨・サービスの生産、販売、購入又は使用に関して生産者に課せられる租税、②税法上損金算入が認められる、③その負担が最終購入者へ転嫁される、という 3 条件を満たす税である。

【例】消費税、関税、事業税、不動産取得税、印紙税、固定資産税

イ 補助金

①一般政府から市場生産者に対して交付される、②市場生産者の経常費用を賄うために交付される、③財貨・サービスの市場価格を低下させると考えられる、という 3 条件を満たす経常交付金である。

(6) 府民所得(第 1 次所得バランス)

府民所得(要素費用表示)に生産・輸入品に課される税(控除)補助金の地方政府分を加算したものである。

(7) 経常移転の受取(純)

財産所得以外の経常移転(年金受給権の変動調整^(注)を除く)の純受取額(受取－支払)で、大別すると次の 4 つに分類される。

(注)年金受給権の変動調整

社会保険のうち雇用関係をベースとする退職後所得保障制度(企業年金や退職一時金)に係る純社会負担と社会給付の差額であり、所得の使用勘定において家計の受取、金融機関の支払にのみ記録される。したがって、同じ年金制度であっても社会保障制度(公的年

金制度)に係る負担と給付の差額は、本項目には含まれない。

ア 所得、富等に課される経常税

主に、毎課税期間に定期的に支払われる家計の所得、法人企業の利潤に課される税、富に課される税から成る。

(支払う側から見れば)定期的に課されるわけではない相続税や贈与税は資本税と呼ばれ、本項目ではなく、資本勘定の資本移転として記録される。

自動車関連諸税は、家計による自動車の購入や所有は、企業の場合と異なり、生産活動と結びつくものではないため、所得・富等に課される経常税に記録される。

【例】所得税、法人税、府市町村民税、家計の負担する自動車関係諸税

イ 純社会負担

社会保険制度から給付が支払われることに備えて、社会保険制度に対して行う現実又は帰属の支払である。

このうち、雇主がその雇用者のために行う負担は「雇主の社会負担」といい、前述(1)府民雇用者報酬のイ)のとおり、雇用者報酬に含まれる。

一方、雇用者本人が行う負担は、家計の現実社会負担と家計の追加社会負担から成る。家計の現実社会負担は、具体的には、社会保障制度の年金、医療、介護、雇用保険等に係る保険料や企業年金に係る掛金の被保険者本人負担分が記録される。家計の追加社会負担は、前述(2)財産所得のウ)のとおり、年金受給権に係る投資所得と同額が記録される。そして、年金基金に係る制度の運営費用(年金基金の産出額に相当)を、「年金制度の手数料」という控除項目として記録する。

雇主の現実社会負担、雇主の帰属社会負担、家計の現実社会負担、家計の追加社会負担の合計から年金制度の手数料を控除した集計値を「純社会負担」という。

ウ 現物社会移転以外の社会給付

社会給付(病気、失業、退職、住宅、教育、家族の経済的境遇のような一定の出来事や状況から生じるニーズに対する備えとなることを意図し、家計に対して支払われる経常移転)のうち、医療や介護に係る保険給付分といった現物の社会給付を除いた部分であり、次の4つから成る。

① 現金による社会保障給付

一般政府(社会保障基金)の運営する社会保障制度から支払われる社会給付のうち、医療や介護の保険給付分を除いた、現金の形で支払われる給付である。

【例】国民年金保険や厚生年金保険、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合等の公的年金給付、雇用保険給付、児童手当

② その他の社会保険年金給付

一般政府の運営する社会保障制度以外の社会保険のうち、雇用関係をベースとする退職後所得保障制度から支払われる現金給付である。

【例】確定給付型や確定拠出型の企業年金からの給付額、発生主義により記録される退

職一時金支給額

③ その他の社会保険非年金給付

社会保障基金(一般政府)や年金基金(金融機関)といった外部機関を利用せず、自己で基金を設けることもせず、雇主がその源から雇用者に支払う福祉的な給付である。

【例】現金主義で記録する(発生主義で記録しない)退職一時金、私的保険への拠出金

④ 社会扶助給付

社会保険制度の下で支払われるものではなく、一般政府又は対家計民間非営利団体によって家計に支払われる経常移転である。

【例】生活保護費、恩給、無償の奨学金

エ その他の経常移転

次の4つから成る。

① 非生命純保険料

非生命保険に係る保険契約者又は定型保証に係る保証対象のローンの借り手により当該会計期間の保険、保証のカバレッジを得るために支払われる保険料又は保証料の総額から非生命保険会社や定型保証機関へ支払われるサービスチャージ(非生命保険、定型保証の産出額)を差し引いたものを指し、いわば非生命保険や定型保証のリスクコストを示す。

② 非生命保険金

損害保険等の非生命保険に係る保険会社から契約者への保険金の支払額や住宅ローン保証等の定型保証に係る純債務肩代わり額である。

③ 一般政府内の経常移転

地方政府(府・市町村)及び地方社会保障基金の相互間の経常移転、中央政府、全国社会保障基金との経常移転及び府外の一般政府(県・市町村、地方社会保障基金)との経常移転から成る。

④ 他に分類されない経常移転

(a)一般政府により強制的に課せられた罰金・科料、(b)個人間の仕送り、贈与、寄附等の移転、(c)対家計民間非営利団体である私立学校に対する政府の助成や個人の寄附、宗教団体への個人の寄附等の移転、(d)社会給付を除く一般政府から他の制度部門への経常的支出を賄う観点から支払われる給付金や補助金等、(e)中央銀行の非市場サービス産出に対応する中央政府への経常移転等が含まれる。

(8) 府民可処分所得

府民所得(第1次所得バランス)に経常移転の受取(純)を加えたもので、府民全体の処分可能な所得を表している。

支払の面から見ると、民間及び政府の最終消費支出と貯蓄に処分される。

(9) 府民総所得(市場価格表示)

府民所得(要素費用表示)に生産・輸入品に課される税(控除)補助金の中央政府及び地方政府

分と固定資本減耗を加えたもので、国民総所得(GNI)の大阪府版と言える指標である。

4-4 主要系列表 府内総生産(支出側)

府内総生産は、最終生産物に対する支出の面でも把握することができる。

府内総生産(支出側)では、国民経済計算に準じ、最終消費支出、総資本形成及び財貨・サービスの移出入が種類別、支出主体別等の細目とともに表章される。統計上の不突合は、財貨・サービスの移出入とともに示される。実質値は、生産側と同じく連鎖方式による。

なお、府内総生産(支出側)の実質値は府内総生産(生産側)実質値とし、民間最終消費支出、地方政府等最終消費支出及び総資本形成の実質値の合計との差を財貨・サービスの移出入(純)・統計上の不突合・開差の実質値とする。

(1) 民間最終消費支出

家計最終消費支出と対家計民間非営利団体最終消費支出との合計である。

ア 家計最終消費支出

居住者である家計(個人企業を除く)の消費財及びサービスに対する支出である。

居住用の固定資産に対する支出は総固定資本形成であり、最終消費支出には含まれない。住居にその所有者が住む場合、住居が産出する居住サービスはその所有者の産出であると同時に最終消費支出として記録される(持ち家の帰属家賃)。

家計最終消費支出の内訳項目として、国連の個別消費の目的別分類(最新の基準となるCOICOP2018)に準拠した13目的分類別消費が示される。

イ 対家計民間非営利団体最終消費支出

対家計民間非営利団体の産出額(=中間投入+雇用者報酬+固定資本減耗+生産・輸入品に課される税)から財貨・サービスの販売(私立学校の学費収入等)と自己勘定による総資本形成(研究・開発)を控除したものである。すなわち、販売収入では生産コスト(=産出額)をカバーし得ず、その差額が自己消費とみなされ、対家計民間非営利団体最終消費支出として計上される。

(2) 地方政府等最終消費支出

地方政府等の産出額(=中間投入+雇用者報酬+固定資本減耗+生産・輸入品に課される税)から他部門に販売した額(財貨・サービスの販売【例】公立学校の授業料)と自己勘定による総資本形成(研究・開発)を差し引いたものに現物社会移転(市場産出の購入【例】社会保障による医療費・介護費の給付等)を加えたものを地方政府等最終消費支出として計上する。

平成27年基準では、中央政府等の扱い変更に伴い、中央政府等の地域事業所の最終消費は事業所の所在する地域に帰属せず、域外の中央政府等で最終消費されるため、域外への移出として記録(加算)することとなる。

(3) 最終消費支出と現実最終消費

最終消費支出は各制度部門が実際に支出・負担した額、現実最終消費は各制度部門が実際に享受した便益の額を示す項目である。

最終消費支出に現物社会移転の受払を加味したものが、現実最終消費である。

ア (再掲)家計現実最終消費

家計最終消費支出に地方政府等及び対家計民間非営利団体からの現物社会移転を加え、便益を受けた側(家計)での消費ととらえたものである。

イ (再掲)政府現実最終消費

地方政府等最終消費支出から家計への現物社会移転である個別消費支出(現物社会移転として政府が家計に対して支給する個別的サービスについての支出【例】医療、教育、保健衛生)を控除し、政府の自己消費分である集合消費支出(政府が社会全体又は社会の大部分に対して供給する集合的サービスについての支出【例】消防・救急)を算出したものである。

実際に支出・負担した額			実際に享受した便益の額
家計最終消費支出		} 現物社会移転 →	家計現実最終消費
対家計民間非営利団体 最終消費支出			
地方政府等 最終消費支出	個別消費支出		政府現実最終消費
	集合消費支出		

(4) 府内総資本形成

法人企業、一般政府、対家計民間非営利団体、家計(個人企業を含む)の支出(購入及び自己生産物の使用)のうち中間消費及び非生産資産の購入とならないものであり、総固定資本形成と在庫変動から成る。

ア 総固定資本形成

有形又は無形の資産の取得であり、住宅、その他の建物・構築物、機械・設備、育成生物資源(種畜、乳牛、果樹等)、知的財産生産物(研究・開発、コンピュータ・ソフトウェア等)を含む。防衛装備品については、基礎データの制約等から都道府県別には実際の計測は困難であるため、推計しない。

なお、中間消費と総固定資本形成の区別は、当該期間内に使用され尽くすか/将来に便益をもたらすか、を基準としてなされる。

イ 在庫変動

企業及び一般政府が所有する原材料、仕掛品、製品、流通品等の棚卸資産のある一定期間における数量増を、その期間の市場価格で評価したものである。

期末在庫残高から期首在庫残高を差し引いて得られるが、この増減額には期首/期末の評価価格の差による変化も含まれるため、この差分を除いた在庫品評価調整^(注)後で評価する。

(注)在庫品評価調整

府民経済計算においては発生主義の原則が採られており、在庫変動は当該在庫の増減時点における価格で評価すべきものとされている。しかし、入手可能な在庫関係データは企業会計に基づくもので、期末在庫残高から期首在庫残高を差し引いて得られる増減額には期首・期末の評価額の差分も含まれている。この差分を除くための調整が在庫品評価調整である。

(5) 財貨・サービスの移出入(純)

財貨・サービスの海外及び域外との取引と居住者(非居住者)による域外(内)市場での直接購入から成る。

平成 27 年基準では、中央政府等の扱い変更に伴い、中央政府等の地域事業所の最終消費は事業所の所在する地域に帰属せず、域外の中央政府等で最終消費されるため、域外への移出として記録(加算)することとなる。

(6) 統計上の不突合

府内総生産の生産側と支出側の数値は概念上一致すべきものであるが、推計上の接近方法(基礎資料や推計方法)が異なっているため、若干の不一致(差額)が生じることがある。これを「統計上の不突合」といい、支出側に計上して両側のバランスを成立させている。

(7) 域外からの所得(純)

生産要素に対して支払われる雇用者報酬や資産の貸借による財産所得に係る域外との受払である。

府民所得から府内純生産を差し引いて求める。

(8) 府民総所得(市場価格表示)

「4 - 3 主要系列表 府民所得及び府民可処分所得の分配」を参照されたい。

4 - 5 基本勘定(統合勘定)

財貨・サービスの取引、第一次所得の配分及び移転取引、資本取引並びに域外取引について制度部門を統合して記録し、一定期間(通常は 1 会計年度)における経済活動の結果を総括したものである。

(1) 府内総生産勘定(生産側及び支出側)

府内における経済活動を総括する府内総生産を生産側と支出側からとらえるものであり、制度部門の所得支出勘定及び資本勘定を統合して記録する。

勘定の貸方(支出側)は、最終需要に係る支出を市場価格によって評価した府内総支出であり、構成項目としては、民間最終消費支出、地方政府等最終消費支出、府内総固定資本形成、在庫変動、財貨・サービスの移出入(純)及び統計上の不突合が示される。

勘定の借方(生産側)は、府内経済活動における付加価値を市場価格によって評価した府内総生産であり、構成項目としては、雇用者報酬、営業余剰・混合所得、固定資本減耗、生産・輸入品に課される税及び(控除)補助金が示される。

ア 民間最終消費支出 **イ 地方政府等最終消費支出** **ウ 府内総固定資本形成**
エ 在庫変動 **オ 財貨・サービスの移出入(純)** **カ 統計上の不突合**

「4-4 主要系列表 府内総生産(支出側)」を参照されたい。

キ 雇用者報酬 **ク 営業余剰・混合所得**

「4-3 主要系列表 府民所得及び府民可処分所得の分配」を参照されたい。

ケ 固定資本減耗

建物、構築物、機械設備、知的財産生産物等から成る固定資産について、これを所有する生産者の生産活動の中で物的劣化、陳腐化、通常の破損・損傷、予見される滅失、通常生じる程度の事故による損害等から生じる減耗分の評価額である。

企業会計における減価償却費が簿価で評価されるのとは異なり、全て時価(再調達価格)で評価される。

コ 生産・輸入品に課される税(中央政府、地方政府)

サ (控除)補助金(中央政府、地方政府)

「4-3 主要系列表 府民所得及び府民可処分所得の分配」を参照されたい。

(2) 府民可処分所得と使用勘定

域内で発生する第一次所得に域外からの雇用者報酬の受取(純)及び域外からの財産所得の受取(純)並びに域外への生産・輸入品に課される税(中央政府)及び域外からの補助金(中央政府)を加算・減算することによって、府民概念の第一次所得バランスが定義される。これに域外からの経常移転の受取(純)が加わって、府民可処分所得が決まる。

府民可処分所得から民間最終消費支出及び地方政府等最終消費支出を控除したバランス項目が、府民貯蓄である。

ア 府民可処分所得 **イ 雇用者報酬**

「4-3 主要系列表 府民所得及び府民可処分所得の分配」を参照されたい。

ウ 域外からの雇用者報酬(純)

労働力を提供したことによる雇用者報酬の府内居住者と域外居住者の間の受払を純計として表したものである。

エ 営業余剰・混合所得 **オ 域外からの財産所得(純)**

カ 生産・輸入品に課される税(地方政府) **キ (控除)補助金(地方政府)**

ク 域外からの経常移転(純)

「4-3 主要系列表 府民所得及び府民可処分所得の分配」を参照されたい。

ケ 民間最終消費支出 コ 地方政府等最終消費支出

「4-4 主要系列表 府内総生産(支出側)」を参照されたい。

サ 府民貯蓄

各部門の雇用者報酬、営業余剰・混合所得の受取や各種の経常移転の受取から成る経常的収入から消費支出や各種の経常移転の支払から成る経常的支出を差し引いた残差として定義される。

家計部門の貯蓄率は、貯蓄÷(可処分所得+年金受給権の変動調整)により導出される。

(3) 資本勘定

資本形成とその資本の調達とのバランスを制度部門について統合したものである。

国民経済計算では資本勘定と金融勘定に分かれているが、府民経済計算では非金融面の資産等の取引による変化について記録する。

ア 府民貯蓄

「(2) 府民可処分所得と使用勘定」を参照されたい。

イ 域外からの資本移転(純)

反対給付を伴わない移転のうち、受取側の資本形成やその他の資本蓄積又は長期的な支出の資金源泉となり、支払側の資産又は貯蓄から賄われるような移転(資本移転)について、府内制度部門の受払いを受取の純計として表したものである。

ウ (控除)統計上の不突合 エ 府内総固定資本形成

「4-4 主要系列表 府内総生産(支出側)」を参照されたい。

オ (控除)固定資本減耗

「(1) 府内総生産勘定(生産側及び支出側)」を参照されたい。

カ 在庫変動

「4-4 主要系列表 府内総生産(支出側)」を参照されたい。

キ 純貸出(+)/純借入(-)

制度部門別の資本勘定のバランス項目であり、貯蓄及び資本移転による正味資産の変動と非金融資産の純取得(純固定資本形成、在庫変動)の差額として導出される。

(4) 域外勘定(経常取引)

府全体としてとらえた域外取引を計上しており、域外の視点から記録される。

国民経済計算では経常取引、資本取引及び金融取引に区分されるが、府民経済計算では経常取引について記録する。

経常取引は、財貨・サービスの移出入(純)に加えて、雇用者報酬の受払、生産・輸入品に課される税(中央政府)の受取〔府視点では支払〕、(控除)補助金(中央政府)の受取〔府視点では支払〕、財産所得(純)の支払〔府視点では受取〕及び経常移転(純)の支払〔府視点では受取〕が記録され、支払側の経常府外収支がバランス項目である。

ア 雇用者報酬(受取)

府外居住者が府内活動に基づいて受け取る雇用者報酬を指す。

イ 生産・輸入品に課される税(中央政府) ウ (控除)補助金(中央政府)

「4-3 主要系列表 府民所得及び府民可処分所得の分配」を参照されたい。

エ 財貨・サービスの移出入(純)

「4-4 主要系列表 府内総生産(支出側)」を参照されたい。

オ 雇用者報酬(支払)

府内居住者が府外活動に基づいて受け取る雇用者報酬を指す。

カ 財産所得(純) キ 経常移転(純)

「4-3 主要系列表 府民所得及び府民可処分所得の分配」を参照されたい。

ク 経常収支(域外)

財貨・サービスの移輸出や雇用者報酬、補助金(中央政府)、財産所得、経常移転の受取と財貨・サービスの移輸入や雇用者報酬、生産・輸入品に課される税(中央政府)、財産所得、経常移転の支払との差額という、経常的な取引の収支を指す。

4-6 基本勘定(制度部門別所得支出勘定)

非金融法人企業、金融機関、一般政府(地方政府等)、家計(個人企業を含む)、対家計民間非営利団体の5つの制度部門別に作成され、生産活動により生み出された付加価値がどの制度部門に配分され、更に制度部門及び府外部門間で様々な移転取引が行われる中でそれらの所得が最終的にどのように振り分けられているかを示している。

制度部門別勘定を集計したものは、「4-5 (2) 府民可処分所得と使用勘定」として表章される。

用語については、「4-3 主要系列表 府民所得及び府民可処分所得の分配」、「4-4 主要系列表 府内総生産(支出側)」を参照されたい。

4-7 基本勘定(制度部門別資本勘定)

非金融法人企業、金融機関、一般政府、家計(個人企業を含む)、対家計民間非営利団体の5つの制度部門別に作成され、資本蓄積の形態とそのための資本調達の源泉を示し、資産の変動を導出するものである。

土地の取引は居住者の間でのみ行われ、府県をまたがる土地の売買は金融取引とみなされるため、府内では土地の売却と購入が等しい。このため、統合勘定の資本勘定では土地の購入(純)は記録されないが、制度部門別には純購入が記録される。

バランス項目は純貸出(+)/純借入(-)であるが、貯蓄(純)と資本移転(純)が総固定資本形成(控除)固定資本減耗、在庫変動及び土地の購入(純)の合計を上回る場合は純貸出、下回る場合は純借入となる。

用語については、「4-4 主要系列表 府内総生産(支出側)」及び「4-5 基本勘定(統合勘定)」を参照されたい。

4-8 付表 一般政府(地方政府等)の部門別所得支出勘定

地方政府である府、市町村、地方社会保障基金の3部門について、それぞれの部門の所得支出取引により、一般政府(地方政府等)が府民経済に果たしている役割を詳細に把握するための表である。

用語については、「4-3 主要系列表 府民所得及び府民可処分所得の分配」、「4-4 主要系列表 府内総生産(支出側)」を参照されたい。

4-9 付表 経済活動別府内総生産及び要素所得

経済活動別に府内総生産の一次分配が示される。

経済活動別府内総生産から固定資本減耗を控除して生産者価格表示の府内純生産が、更に生産・輸入品に課される税(控除)補助金を控除して府内要素所得が得られる。

府内要素所得は、雇用者報酬と営業余剰・混合所得に分配される。

4-10 付表 経済活動別就業者数・雇用者数

経済活動別府内総生産及び要素所得との関連において、経済活動別の労働力の投入量が就業者数、雇用者数により示される。

就業者は、雇用者、個人業主と無給の家族従業者から成る。2か所の事業所に雇用される者については2人と数えるため、国勢調査等から得られる計数より総数は大きくなっている。パート等の労働者についても、正規の労働者と同様に1人としている。

5 経済活動分類と日本標準産業分類の対応表

経済活動分類(平成 27 年基準)	日本標準産業分類(平成 25 年 10 月)
1 農林水産業	
1 農業	01 農業 (0113 野菜作農業(きのご類の栽培を含む)のうち「きのご類の栽培」→林業) (014 園芸サービス業→その他のサービス)
2 林業	02 林業 0113 野菜作農業(きのご類の栽培を含む)のうち「きのご類の栽培」
3 水産業	03 漁業(水産養殖業を除く) 04 水産養殖業
2 鉱業	
4 鉱業	05 鉱業、採石業、砂利採取業 2181 砕石製造業
3 製造業	
5 食料品	09 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業 1641 脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業のうち「硬化油(食用)」 5895 料理品小売業のうち「製造小売分」 952 と畜場
6 繊維製品	11 繊維工業 (1113 炭素繊維製造業→窯業・土石製品)
7 パルプ・紙・紙加工品	14 パルプ・紙・紙加工品製造業
8 化学	16 化学工業 (1641 脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業のうち「硬化油(食用)」→食料品)
9 石油・石炭製品	17 石油製品・石炭製品製造業
10 窯業・土石製品	21 窯業・土石製品製造業 (2181 砕石製造業→鉱業)
11 一次金属	1113 炭素繊維製造業 22 鉄鋼業
12 金属製品	23 非鉄金属製造業 24 金属製品製造業
13 はん用・生産用・業務用機械	25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業
14 電子部品・デバイス	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
15 電気機械	29 電気機械器具製造業
16 情報・通信機器	30 情報通信機械器具製造業
17 輸送用機械	31 輸送用機械器具製造業 901 機械修理業のうち「空港等で行われる航空機整備」
18 印刷業	15 印刷・同関連業
19 その他の製造業	12 木材・木製品製造業(家具を除く)

経済活動分類(平成 27 年基準)	日本標準産業分類(平成 25 年 10 月)
	13 家具・装備品製造業 18 プラスチック製品製造業(別掲を除く) 19 ゴム製品製造業 20 なめし革・同製品・毛皮製造業 32 その他の製造業
4 電気・ガス・水道・廃棄物処理業 20 電気業 21 ガス・水道・廃棄物処理業	33 電気業 34 ガス業 35 熱供給業 36 水道業 (361) 上水道業のうち「船舶給水業」→運輸・郵便業 88 廃棄物処理業
5 建設業 22 建設業	06 総合工事業 07 職別工事業(設備工事業を除く) 08 設備工事業
6 卸売・小売業 23 卸売業 24 小売業	50 各種商品卸売業 ↳ 55 その他の卸売業 959 他に分類されないサービス業のうち「卸売市場」 56 各種商品小売業 ↳ 58 飲食料品小売業 ↳ (5895) 料理品小売業のうち「製造小売分」→食品製造業 60 その他の小売業 (6033) 調剤薬局のうち「調剤」→保健衛生・社会事業 61 無店舗小売業 6421 質屋
7 運輸・郵便業 25 運輸・郵便業	361 上水道業のうち「船舶給水業」 42 鉄道業 ↳ 46 航空運輸業 47 倉庫業 48 運輸に附帯するサービス業 49 郵便業(信書便事業を含む) 861 郵便局 862 郵便局受託業 693 駐車場業 (自動車の保管を目的とする駐車場→不動産業。路面上に設置される駐車場は除く)

経済活動分類(平成 27 年基準)	日本標準産業分類(平成 25 年 10 月)
	791 旅行業
8 宿泊・飲食サービス業 26 宿泊・飲食サービス業	75 宿泊業(うち会社の寄宿舎、学生寮等を除く) 76 飲食店 77 持ち帰り・配達飲食サービス業 (7721 配達飲食サービス業のうち「学校給食」→「教育」)
9 情報通信業 27 通信・放送業 28 情報サービス・映像音声文字情報制作業	37 通信業 38 放送業 40 インターネット附随サービス業 39 情報サービス業 41 映像・音声・文字情報制作業
10 金融・保険業 29 金融・保険業	62 銀行業) 64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関(6421 質屋→小売業) 65 金融商品取引業、商品先物取引業 66 補助的金融業等 67 保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)
11 不動産業 30 住宅賃貸業 31 その他の不動産業	692 貸家業、貸間業、帰属計算する住宅賃貸料 68 不動産取引業 691 不動産賃貸業(貸家業、貸間業を除く) (6912 土地賃貸業を除く) 693 駐車場業のうち自動車の保管を目的とする駐車場(所有者の委託を受けて行う駐車場の管理運営の活動を含む) 694 不動産管理業
12 専門・科学技術、業務支援サービス業 32 専門・科学技術、業務支援サービス業	70 物品賃貸業 71 学術・開発研究機関 72 専門サービス業(他に分類されないもの) (727 著述家・芸術家→その他のサービス) 73 広告業 74 技術サービス業(他に分類されないもの) (746 写真業→その他のサービス) 91 職業紹介・労働者派遣業 92 その他の事業サービス業
13 公務 33 公務	97 国家公務 98 地方公務 8511 社会保険事業団体
14 教育	

経済活動分類(平成 27 年基準)	日本標準産業分類(平成 25 年 10 月)
<p>34 教育</p>	<p>7721 配達飲食サービスのうち「学校給食」</p> <p>81 学校教育</p> <p>82 その他の教育、学習支援業</p> <p>(821 社会教育、823 学習塾、824 教養・技能教授業→その他のサービス)</p> <p>(8229 その他の職業・教育支援施設のうち「児童自立支援施設」→保健衛生・社会事業)</p>
<p>15 保健衛生・社会事業</p> <p>35 保健衛生・社会事業</p>	<p>6033 調剤薬局のうち「調剤」</p> <p>8229 その他の職業・教育支援施設のうち「児童自立支援施設」</p> <p>83 医療業</p> <p>84 保健衛生</p> <p>85 社会保険・社会福祉・介護事業</p> <p>(8511 社会保険事業団体→公務)</p>
<p>16 その他のサービス</p> <p>36 その他のサービス</p>	<p>14 園芸サービス業</p> <p>727 著述・芸術家業</p> <p>746 写真業</p> <p>78 洗濯・理容・美容・浴場業</p> <p>79 その他の生活関連サービス業</p> <p>(うち 791 旅行業→運輸・郵便業)</p> <p>80 娯楽業</p> <p>821 社会教育</p> <p>823 学習塾</p> <p>824 教養・技能教授業</p> <p>87 協同組合(他に分類されないもの)</p> <p>89 自動車整備業</p> <p>90 機械等修理業(別掲を除く)</p> <p>(901 機械修理業のうち「空港等で行われる航空機整備」→輸送機械製造業)</p> <p>93 政治・経済・文化団体</p> <p>94 宗教</p> <p>95 その他のサービス業</p> <p>(952 と畜場→食料品製造業)</p>